南アルプスと
歌舞伎の里

私たちの村　平成24年４月１日現在　※（ ）内は前月比

人口　1,149人(－8)／男　558人(－5)／女　591人(－3)／世帯数　533戸(－2)

ホームページアドレス　http://www.vill.ooshika.nagano.jp

電子メールアドレス　info@vill.ooshika.nagano.jp

2012
4
No.215

広報おおしか

◇平成24年４月発行／大鹿村役場　◇印刷／龍共印刷株式会社

the most beautiful villages in japan

平成24年3月
大鹿村議会定例会報告

平成二十四年三月大鹿村議会定例会が三月八日から十九日までの十二日間の会期で開会されました。
今定例会に提案された議案等は報告一件、付議事件二十五件、すべて原案どおり可決・同意されました。また、一般質問は四名の議員からありました。

日程第四　報　告

報告第一号　専決処分の報告について

日程第五　付議事件

議案第一号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第二号　大鹿村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第三号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第四号　大鹿村ＣＡＴＶ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第五号　大鹿村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第六号　大鹿村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第七号　大鹿村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
議案第八号　大鹿村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第九号　大鹿村単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第十号　平成二十三年度大鹿村一般会計補正予算(第五号)について
議案第十一号　平成二十三年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算(第四号)について
議案第十二号　平成二十三年度大鹿村立診療所特別会計補正予算(第四号)について
議案第十三号　平成二十三年度大鹿村営水道特別会計補正予算(第四号)について
議案第十四号　平成二十三年度大鹿村介護保険特別会計補正予算(第三号)について
議案第十五号　平成二十四年度大鹿村一般会計予算について
議案第十六号　平成二十四年度大鹿村国民健康保険特別会計予算について
議案第十七号　平成二十四年度大鹿村立診療所特別会計予算について
議案第十八号　平成二十四年度大鹿村営水道特別会計予算について
議案第十九号　平成二十四年度大鹿村介護保険特別会計予算について
議案第二十号　平成二十四年度大鹿村後期高齢者医療特別会計予算について
議案第二十一号　北部地区心身障害児就学指導事務協議会を組織する町村数の減少及び北部地区心身障害児就学指導事務協議会規約の一部を改正する規約の制定について
議案第二十二号　大鹿村デイサービス施設・短期保護施設の指定管理者の指定について
議案第二十三号　大鹿村生活支援ハウスの指定管理者の指定について
議案第二十四号　大鹿村牧場の指定管理者の指定について
議案第二十五号　大鹿村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて

一般質問

「河本　明代」

＊自治会担当職員の活用について

(村　長)

自治会担当の仕事の想定については自治会にある行事に参加させていただけたらと言うのが最初でした、企画等の話に入るのは難しかろうと活用についてはほとんど出来ておりません、これについて受身と言う形はまずかったかと思っています。

村全体が行います行事への手伝いについては、職員は自分の所へ当然出なければいけない、それ以外の行事にはお願いがあったら出席を要請してくださいと自治会長会で申し上げたんですが、中々無理だったかと思っています。

他町村でも多様な事を担当していると聞いていますので、参考にして積極的に考えて行きたいと思います。

＊大鹿村のレッドデーターブックについて

(村　長)

大鹿村には多くの自然があって大事にしていかなければならないと基本はつかめているつもりでございます。

村のレッドデーターブックの作成をと言うことで、質問の主旨といたしますと基本計画に組み込ませるというご質問だったかと思います。

ご意見として受け止めさせて頂きます、村の方々が情報として情報提供のお話しは良いかと思いますが、希少な動植物を知り守って行く事は非常に大事であるが、表に出た為に絶滅していった実態が書かれている、調査をされ案内される人につきましても相当慎重にしないとかえって乱れてしまう事を非常に危惧するところでございます。

リニアのアセスの調査、世界遺産の調査は相当細かく調査をされるのでその点をしっかり見ていただいた方が今後の為にも良いのかなと思っています。

＊再生可能エネルギーの研究について

(村　長)

再生可能エネルギーにつきましては必要性が非常に大きいと思っていますし、県でも一村一エネルギーと言うことで取組みをしてくれています。

大鹿村での可能性は、小学校、生活支援ハウスにソーラーの発電設備を付けて取り組んで参りました、メンテナンスを考えればソーラーが一番取り組みやすいのかなと思って

いるところです。他には、小水力は以前研究した事もありますが、水利権とかメンテナンスとかの問題点があることで今止まっています。木質につきましては、実際村内で使われている方がいますので例があろうかと思います。

村とすれば基本計画、実施計画にも上げて、当面庁内で検討して行こうと思っています。風力については景観上考えから外して行きたい、又こういう事を取り組んでみたい企業があれば支援をしたいと思っています。

「東村　邦子」

＊小渋橋近辺の整備と活用について

（村　長）

小渋橋につきましては土木遺産に指定をされました、ダンプが往来しているというお話しですが、現状橋という事でして、通行止めにしてしまうだけの強度の劣化は無いと思います。今後も保全していく中で調査はしていかなければならないと思いますし、表面の劣化等見えていますので徐々に手は入れなければならないと思っています。

交通規制までは今のところ考えてはいません、それから歩道を使ってのイベントですが非常に良いご提案かと思いますので検討させて頂きますが、ポイントにつきましてはあの橋から見る小渋の谷の風景その奥に赤石岳があると、しっかりと邪魔者を排除と言うことで新小渋橋から見た時に電線が写らないように配慮をした訳でございます。

美しい村条例で景観について指導は可能でございますので、ビュースポットが醜い状態であれば修景等指導は可能であると考えております、今のところ代替地の考えは持っておりません。

「北島千良穂」

＊高齢化に伴い大鹿の水田農業をどう支えていくか

（村　長）

ご心配の点は私も同様でございます、水田農業につきましては国全体でも個別所得保障制度、中産間地域直接支払い、農地水環境と色々な制度があります、稲作につきましては作業の機械化が最も進んでおるものと思っていますので何らかの後継者は出てくるのではないかと思っています。農業ばかりでなく村全体を考えた中であらゆる後継者不足ということを今回の懇談会でもしっかり言われましたし、皆さんがそう思っておられます。空家対策とか定住対策とか色々な方策をとって耕作をしてくれる人を作って行く方向をやってこうと思っています、個人対個人の契約をされておられると思いますので慎重に扱って行く必要があると思います。方策等は農業委員会と共に考えていく必要があると思っています。

「小澤　正」

＊空家、遊休農地の活用について

（村　長）

空き家の村の情報へ載せなければならないかとの質問については、現在一件しか載っていません、今後調査をして情報提供いただける人でないと駄目ですので調べた後で対策に取り組んで行くことになろうかと思います。

今年から若者を大鹿村へ呼んで来る事業を民間の方が取組まれますのでお手伝いをさせて頂き、定住する人を考えて行きたいと思っていますし、農業委員会、自治会、議員皆様一緒になってこの対策についてはお考え頂きたいと思います。

自治会に補助金を出して修景をと言う事で、確かに一つの方法ではあろうかと思います、今までは各グループ、道路等修景していただいている方に原材料費等の費用を村が負担して修景していただいております。ご提案としてしっかり承って検討していきたい。

（総務課長）

空家対策事業につきましては平成二十四年度に空家を村に登録をしていただいた方が対象になります。

改修費用の場合上限五十万円の補助で五軒分を予定しています、空家の中の家具家財の処理費用補助としまして限度額十万円で五軒分の処理費用の補助を予定しています、また地域の防災等廃屋の解体費用として限度額五十万円で一軒分解体補助を予定しています、合わせて総額三五〇万円となります。

大鹿村固定資産評価審査委員

間瀬公夫（落　合）

岩本純一（下青木）

任期

自平成二十四年三月二十五日～
至平成二十七年三月三十一日

大鹿歌舞伎保存会がNHK地域放送文化賞受賞

二月八日に東京・渋谷のＮＨＫ放送センターでＮＨＫ文化賞の表彰式が行われ大鹿歌舞伎保存会が「地域放送文化賞」を受賞しました。この賞は、関東甲信越地域で年間を通して地域文化・生活・産業の分野での発展に功績をあげた人（団体）、またＮＨＫの放送等諸活動に貢献した人（団体）、を顕彰したものです。

「大鹿歌舞伎」は映画化を地域の振興につなげ、若手を育成して伝統を次の世代に受け継ごうとする保存会のひたむきな姿を描いたローカル番組を通して視聴者の共感を呼び、ＮＨＫ長野の地域放送に大きく貢献したことが評価されました。

平成24年度 村の予算

平成24年度一般会計予算及び特別会計予算を平成24年３月定例村議会に上程し、可決されました。

一般会計では歳入歳出とも16億3,000万円となり、前年度当初予算に比べ金額では１億7,000万円、率では9.4％の減となりました。

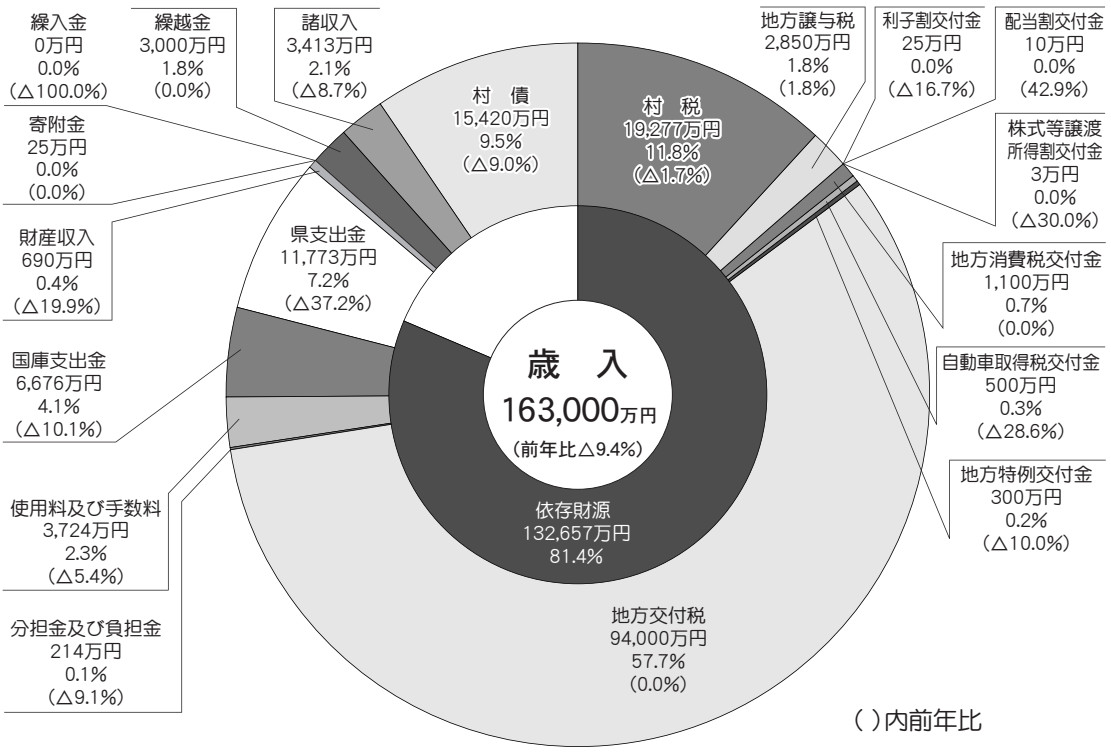

歳入

歳入では、村民税のうち個人住民税で扶養控除の廃止等に伴い二九〇万円の増、固定資産税では大鹿発電施設の減価償却等に伴い五五六万円の減額を見込んでいます。普通交付税については前年度度予算並みとしていますが、算定方式の変更もあり臨時財政対策債の発行額は前年度より二、三〇〇万円少ない五、七〇〇万円としています。

国庫支出金のうち主なものは、社会福祉費国庫負担金と土木費（道路関係）国庫補助金、県支出金では林道改良や森林整備などの林業費県補助金が大きな割合を占めています。

一般会計の歳入内訳表

歳　入	予算額（単位：万円）	主な内容
村　税	19,277	○村民税　○法人税　○固定資産税　○軽自動車税　○村たばこ税　○入湯税
譲与税・交付金	4,788	○国・県税の一部を一定の基準により譲与・交付されるもの
地方交付税	94,000	○県及び市町村が標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費のうち、村税・譲与税・交付金等の収入見込み額で賄えない財源不足額について国税を一定割合の額で公平に補填するもの
分担金及び負担金	214	○CATV加入負担金　○老人施設入所者負担金
使用料及び手数料	3,724	○CATV施設使用料　○保育所使用料　○家畜診療所等使用料　○夏秋いちご栽培施設使用料　○村営住宅等使用料　○博物館等使用料　○燃やすごみ処理等手数料
国庫支出金	6,676	○障害者自立支援給付費　○子ども手当　○合併浄化槽設置事業　○公営住宅整備事業　○道路整備事業
県支出金	11,773	○障害者自立支援給付費　○授産施設事務費　○子ども手当県負担金　○電源立地地域対策交付金　○地籍調査事業　○福祉医療費　○合併浄化槽設置事業　○健康増進事業 ○中山間地域直接支払事業　○森林造成事業　○林道事業補助金
財産収入	690	○村有土地建物貸付収入　○基金利子　○間伐材等売払収入
寄附金	25	○ふるさと大鹿応援寄付金
繰入金	0	
繰越金	3,000	○前年度繰越金
諸収入	3,413	○水源林造成受託事業　○授産所製品加工収入　○砂利採取協力金　○市町村振興協会交付金　○介護給付費収入
村　債	15,420	○過疎対策事業債　○臨時財政対策債
計	163,000	

歳出

歳出では、中峰黒川線の舗装工事がほぼ完成したことなどから林道改良事業で大幅な減額（△四、五八九万円）となりました。その他、森林造成事業で二、六七〇万円の減額、橋梁修繕工事で一、一八一万円の減額など、補助事業による投資的経費を中心に減額となりました。

新規事業としては、インターネットの高速化のための費用などＣＡＴＶ改良工事で六九九万円、地域の景観や防犯及び定住対策として空家対策補助金三五〇万円を計上しています。

また、村債（借金）では繰上償還や新規発行額の抑制により地方債残高が減ったため、償還（返済）額が三、四二六万円減少しています。

ソフト面では、「日本で最も美しい村」推進事業や都市部でのＰＲ事業、若者定住対策として村外通勤者補助事業や出産祝金事業などを継続している他、消防団家族の慰労のための事業や、新たに民間事業者と協力して定住対策事業がはじまります。

なお、大鹿線路線バスの運賃改定により高校生の料金が無料になったため、高校通学等バス補助金は減額しています。

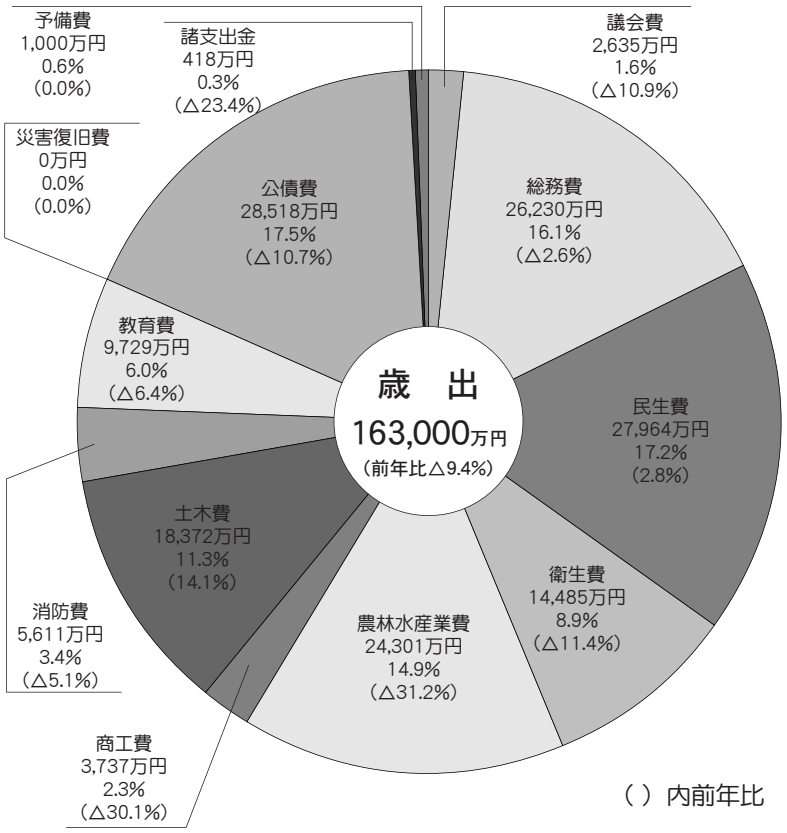

（ ）内前年比

各会計予算概要

（単位：万円）

会　計	平成24年度当初予算額	平成23年度当初予算額	増減額	増減率（%）
一般会計	163,000	180,000	△ 17,000	△ 9.4
国民健康保険特別会計	16,731	17,476	△ 745	△ 4.3
診療所特別会計	12,091	12,568	△ 477	△ 3.8
村営水道特別会計	8,425	9,173	△ 748	△ 8.2
介護保険特別会計	18,581	18,392	189	1.0
後期高齢者医療特別会計	1,915	1,885	30	1.6
合　計	220,743	239,494	△ 18,751	△ 7.8

一般会計の費目別主要事業

歳　出	予算額（単位：万円）	主な事業名						
議会費	2,635	○村議会運営経費						
総務費	26,230	○廃止代替バス運行補助金	○「日本で最も美しい村」推進事業	○ＣＡＴＶ管理経費	○村長選挙経費	○地籍調査事業		
民生費	27,964	○老人福祉事業	○在宅介護支援センター運営事業	○定住対策経費	○村外通勤費補助	○授産所運営経費	○子ども手当	○保育所運営経費
衛生費	14,485	○患者輸送車運行事業	○予防・健康増進事業	○環境等パトロール事業	○合併浄化槽等設置補助事業	○し尿・ごみ処理事業		
農林水産業費	24,301	○農業委員会運営経費	○家畜診療所運営事業	○有害鳥獣駆除対策経費	○中山間地直接支払事業	○林業技術者育成事業	○造林事業	○林道事業
商工費	3,737	○観光情報の受発信	○商工会・観光協会補助	○観光施設維持修繕				
土木費	18,372	○村道改良・維持工事	○橋梁維持修繕経費	○村営・公営住宅管理運営	○太陽光発電設備設置補助			
消防費	5,611	○常備・非常備消防業務	○山岳遭難救助業務					
教育費	9,729	○小中学校教育	○歌舞伎伝承事業	○文化施設管理運営	○公民館活動事業			
災害復旧費	0							
公債費	28,518	○長期債償還元金・利子						
諸支出金	418	○基金積立利子						
予備費	1,000							
計	163,000							

住宅の新築・リフォーム等をお考えの方へ

～村の補助金制度をご活用ください～

○大鹿村住宅新改築等補助金（40歳以下の方限定）

■補助対象者　次のいずれにも該当する方

⑴大鹿村に既に定住している方、又はＩ・Ｕ・Ｊターン者で、大鹿村を生活の本拠地として住所を有し、かつ、永住の意思がある方

⑵申請時の年齢が満40歳以下の方（夫婦の場合はどちらか一方で可）

注）この補助金は１世帯１回を対象としています。国・県・村等から交付される他の補助金等（長期優良住宅、信州型エコ住宅、県産材住宅、太陽光発電システム、合併処理浄化槽設置等の補助金及び道路用地等のため収用を原因とする補償金）を受けて事業を実施する場合は、他の補助金等を控除した額を補助基準額とします。

種　類	補　助　要　件	補助基準	
		補助率	補助金限度額
若者住宅新築等補助金	台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅を新築又は中古住宅を取得し、申請者への建物登記が完了したとき。 ⑴延べ床面積50㎡以上280㎡未満の住宅の新築 ⑵中古住宅の取得 ⑶併用住宅の新築又は取得の場合は、延べ床面積の２分の１以上を居住の用に供していることとし、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額が補助対象	１／３	100万円 （村内業者が施工の場合150万円）
若者住宅改築補助金	自己の居住の用に供し、村内に存する住宅の改築で、対象となる工事費用が20万円以上とする。 ⑴経年劣化した住宅の改修工事 ⑵高気密、高断熱、高効率などの改修工事 ⑶その他村が認める工事	１／２	50万円 （村内業者が施工の場合60万円）
若者住宅用地取得補助金	自己の居住の用に供する住宅を新築するための住宅用地の取得又は中古住宅取得に付随した住宅用地を取得し、申請者への所有権移転登記が完了したとき。 ⑴住宅用地取得後、１年以内に住宅の建築に着手すること ⑵住宅用地は原則として150㎡以上 ⑶中古住宅用地の場合は、中古住宅取得前後１年以内に当該用地を取得した場合に限ります。	１／３	60万円

○大鹿村住宅リフォーム促進事業補助金

■概　要

居住する住宅等を村内の施工業者を利用して住宅増改築及びリフォーム（住宅の修繕、補修工事）を行う場合に、費用の一部を村が補助します。

■補助対象者

次のいずれにも該当する方

⑴大鹿村に住民登録をし、居住し、かつ対象住宅を所有していること。

⑵補助対象者及び同一世帯で生計を一にする全員が村税等、村への納付金を滞納していないこと。

注）過去にこの補助金及び他の住宅整備等に係る補助金の交付を受けた方、並びにその方と同居する方は補助対象者となりません。

■対象となる住宅等

当該年度の固定資産税が納付されており、自己の居住の用に供し、かつ村内に存する住宅及びその住宅に関係する施設

■補助金の額

対象となる工事費用が20万円以上でその費用の２分の１以内（補助金の上限は20万円。補助金の支払は工事完了後となります。）

■対象となる工事等

⑴経年劣化した住宅の改修工事で、躯体の改修、クロスや畳、障子、襖やタイルなどの建具及び内装工事、屋根や外壁などの外装工事、間取りの変更

⑵高気密、高断熱、高効率などの改修工事で、断熱材や断熱サッシなどの施工工事

⑶高齢者や障害者等の生活の支障を取り除く改修工事で、バリアフリー改修工事

⑷その他村が認める工事

注）村又は公的機関が行う他の住宅改修等に係る補助制度及び火災、自然災害等による保険給付金の対象となる工事との重複はできません。

■施工業者

村内に主たる事務所若しくは本店を有する法人又は個人事業主及び村内に支店若しくは営業所を有する法人で、村内の個人事業主に主たる工事を施工させること。

◎いずれの補助金も、申請・完了の際には補助金交付要綱に定める書類の提出が必要です。
詳細は役場住民税務課　管理係　☎39－2001㈹までお問い合わせください。

廃止路線代替バス大鹿線の運賃等改定について

村では公共交通確保のため、廃止路線代替バス大鹿線を平成６年10月より伊那バス㈱へ委託し運行しています。

全国の自治体において、近年の高齢化の進展や交通弱者の増加、CO^2削減による環境への配慮など公共交通の重要性が見直されています。

本村においても、高齢者や交通弱者及び高校生に加え一般乗客が利用しやすい運賃体系に見直すことにより、住民生活の利便性向上を目的に「地域公共交通会議」を開催し下記のとおり運賃等が改定となりました。

運賃等改定の概要（H24.4.1より）

1．運賃は小学生以上（幼児は無料）村内100円、松川町までは500円となります。

2．コミュニティーバスとしての性格から中間停留所の廃止（七椙・松川橋・堂がかや・大平入口・四徳大橋）

3．高校生等の通学については保護者の経済的負担軽減のため、無料乗車券の発行を行います。

4．敬老回数券、障がい者等運賃割引制度については現行通り残します。

※運賃及び時刻の詳細については、３月の全戸配布にてお配りしておりますのでご覧下さい。

大鹿村に住所を有し、高等学校に在籍されている方に
高等学校等通学バス無料乗車券
が交付されます

高校等通学している高校生等の保護者の負担を軽減するため、平成23年度までは高等学校等通学バス運賃の一部を補助しておりましが、平成24年度より全額を村で負担することになりました。

対象となる方は、申請により「通学バス無料乗車券（通学無料パス）」を交付します。

＊交付対象者

（１）大鹿村に住所を有する者

（２）高等学校（定時制・通信制・養護学校等）に在籍する者

（３）大鹿線を利用する本人（自宅通学・下宿等問いません）

＊無料乗車券の有効期間

４月１日～翌年３月31日までの１年間

教育委員会において毎年３月に申請受付及び交付をいたします。なお、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

お問い合せ：大鹿村教育委員会　☎39−2100

税務だより

平成24年４月号

平成24年度　村税の納付月一覧

税目＼納付月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
個人住民税	普通徴収			1期			2期	3期			4期			年4回
	①特別徴収	11期	12期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	毎月
	②年金特徴	1期		2期		3期		4期		5期		6期		偶数月
固定資産税			1期		2期				3期			4期		年4回
軽自動車税		1期												年1回
③国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	毎月

①個人住民税の特別徴収は、会社勤めの方で毎月の給与から源泉税等を天引きされている方です。（特別徴収の場合は、６月から翌年５月までの12ヶ月が１年分の課税月となります。網掛け部分は、前年分となります。）

②個人住民税の年金特徴（公的年金からの天引き）の対象者は、４月１日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方です。（ただし、介護保険料が年金から天引きされていない方や、天引きされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方などは対象となりません。）

天引きされるのは、公的年金等の年金所得から計算した住民税額のみです。

４・６・８月は前年度２月と同額が天引きされます。10・12・２月は24年度の年税額の残りの1/3ずつが天引きされます。

③国民健康保険税は、４月から６月まで　暫定、７月に本算定となり年間の額が確定します。

◎村税等のお支払は・・・・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は預金口座から自動的に払い込まれるため、納期のたびに金融機関等へ行く必要が無く、また払い忘れがありません。納付の確認は通帳記帳によりできます。

【取扱金融機関】　JAみなみ信州、飯田信用金庫、郵便局

【申し込み手続き】　役場または取扱金融機関に申込書がありますのでご利用ください。

固定資産税（家屋）調査のお願い

大鹿村は、固定資産税の課税をするうえで適正な評価を確保するため、実地調査を行っております。家屋調査については次のとおりです。

1．家屋を新・増築したときに、建主に事前連絡などを行いながら評価を行う「新・増築調査」（店舗や事務所、また車庫や物置など小規模な建物も対象となる場合があります。）

2．家屋課税台帳に登録されている内容（所在地番・用途・構造・床面積など）と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全戸調査」

全戸調査は、既に課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を目的として実施するものです。調査方法は、税務係の職員が調査に行き、家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら外観確認します。確認のため聞き取りをする場合もありますので、調査中は、大変ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

なお、調査に伺う際に職員は『固定資産評価補助員証』を携帯しています。

◎お願い

建物の取り壊し・新築・増築をした場合又は、その予定がある場合は役場税務係（☎39－2001）までご連絡下さい。

軽自動車税の身障者等減免申請は4月26日(木)までです。

〇身体に障害のある方または知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものは、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。

□減免の対象となる軽自動車等

1. 軽自動車等の所有者（納税義務者）および台数等

軽自動車等の所有者（納税義務者）	障害者本人または障害者と生計を同一にする者
減免対象となる台数	身体障害者、知的障害者、または精神障害者1人につき1台（自動車、バイク等を含む）

2. 軽自動車等の使用目的

＊自動車検査証に自家用と記載されている軽自動車に限る。

障害者本人が運転する場合	使用目的は問いません
障害者と生計を同一にする方が運転する場合、または障害者を常時介護する方が運転する場合	障害者の通学・通院・所・生業のために使用する場合

□減免の対象となる障害の範囲

		身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合
身体障害者手帳	視覚	1級～4級	1級～4級
	聴覚	2級、3級	2級、3級
	平衡	3級	3級
	音声	〃	―
	上肢	1級、2級	1級、2級
	下肢	1級～6級	1級～3級
	体幹	1級～3級、5級	〃
	脳原性(上肢)	1級、2級	1級、2級
	脳原性(移動)	1級～6級	1級～3級
	内部障害	1級、3級	1級、3級
	免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
	肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級

		身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合
戦傷病者手帳	視覚	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	聴覚	〃	〃
	平衡	〃	〃
	音声	特別項症～第2項症	―
	上肢	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	下肢	〃	〃
	体幹	〃	特別項症～第4項症
	内部障害	〃	特別項症～第3項症

知的障害者	療育手帳のＡ１またはＡ２の交付を受けている方
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の１級の交付を受けている方

①内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸若しくは小腸の機能障害のことをいいます。
②免疫機能障害とは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のことをいいます。
③音声機能障害は、咽頭摘出による場合に限ります。
④２以上の障害区分がある場合は、個々の障害区分の程度等につき減免の対象となるか判断になりますので、役場(税務係)までお尋ねください。

□ 提出書類および提示書類

①軽自動車税減免申請書（税務係の窓口にあります）　②自動車検査証または標識交付証明書
③身体障害者手帳等（原本）　④運転する方の免許証　⑤印鑑

□ バイクや自動車を譲渡・廃車したときは…

〇自動車税・軽自動車税は、４月１日現在の車・バイク等の所有者に課税されます。
〇車の売買・譲渡・廃車をしたときは、早めに名義変更や廃車の手続きをして下さい。また、引っ越して住所が変わったら、住民票の手続きだけでなく、クルマの変更手続きもしましょう。

大鹿村国民健康保険の医療費

担当：仲田裕樹

平成15年度～平成22年度における医療費の推移を示したものです。医療費の増加は国民健康保険税の引き上げにつながります。また一般会計からの繰入金を増やすことになり、村の財政にも影響を及ぼします。このようなことを避けるためにも積極的に健康診断を受け、日常生活から健康づくりに努めましょう。

※平成20年度に医療制度改正があり、国民健康保険の被保険者構成が大きく変わっています。

1 医療費の推移

国民健康保険加入者数は年々減ってきていますが（20年度末被保険者数522人→22年度末被保険者数474人）、医療費は横ばい傾向です。これは、一人当たりの医療費が増えていることが挙げられます。

保険 / 年度	国保一般被保険者（0～74歳）	国保退職被保険者（60～74歳）
	医療費（千円）	医療費（千円）
15年度	56,062	23,217
16年度	64,179	39,847
17年度	55,472	54,148
18年度	59,787	67,107
19年度	66,077	60,000
※20年度	国保一般被保険者（0～74歳）	国保退職被保険者（60～64歳）
	105,066	10,904
21年度	113,336	13,792
22年度	109,571	10,654

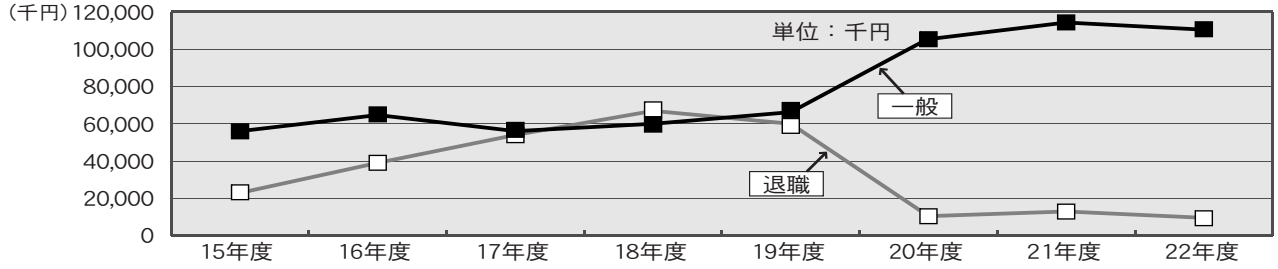

2 一人当たり医療費の推移

大鹿村の一人当たりの医療費は年々増加傾向にありますが、一般国保は県内でも低い順位になっています。

一方、退職国保は平成22年度の県内順位が10位となっており一般国保と比べて1.6倍となっています。一人当たり医療費が高くなった要因として、入院等高額な医療費が発生したことが挙げられます。

保険 / 年度	国保一般被保険者（0～74歳）		国保退職被保険者（60～74歳）	
	医療費（円／一人当）	県内順位	医療費（円／一人当）	県内順位
15年度	152,343	76	207,299	78
16年度	179,774	58	297,367	59
17年度	153,236	78	368,352	17
18年度	167,470	74	404,257	6
19年度	191,527	67	324,324	64
※20年度	国保一般被保険者（0～74歳）		国保退職被保険者（60～64歳）	
	224,499	71	231,995	80
21年度	239,610	61	353,636	19
22年度	236,144	69	380,500	10

・県内順位は一人当たりの医療費の高い市町村順位です。従って順位の数字が大きいほど医療費は安く、良い結果となります。
・市町村合併により市町村数は平成15年度まで118ですが、平成22年度末現在77市町村です。

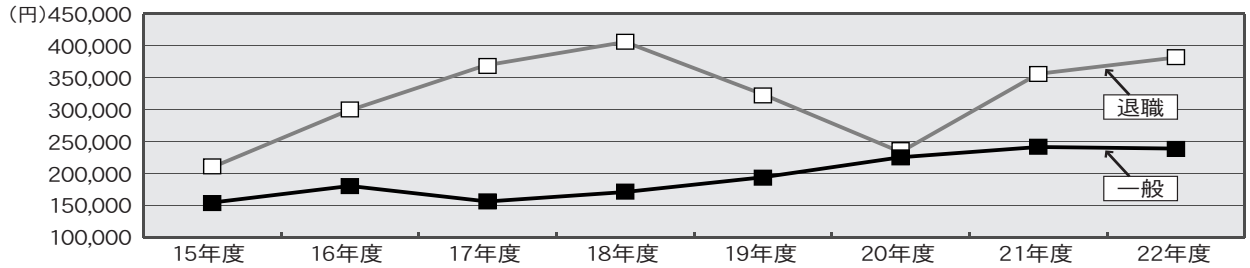

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

平成24年4月1日から　高額な外来診療における窓口での支払いが自己負担限度額までとなります

医療費の支払いが高額になった方の負担軽減のために、外来診療(※)における医療費の支払いを自己負担限度額までにすることとなりました。これにより、一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります。

※ １医療機関ごととなりますので、複数の医療機関での合算はできません。

※ 薬局等も対象となります。

医療機関等に限度額適用認定証等(※下表)を提示すれば限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

限度額認定証は、加入する医療保険者に事前に申請し、交付を受ける必要があります。申請方法、自己負担限度額等、詳しくは保健福祉課保健医療係までご相談ください。

高額な外来診療受診者	病院・薬局などで
●70歳未満の方 **●70歳以上**の非課税世帯の方	**「限度額認定証」**、または**「限度額適用・標準負担額減額認定証」**を窓口に提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯ではない方	**「高齢受給者証」**を窓口に提示してください
75歳以上で、非課税世帯ではない方	**「後期高齢者医療被保険者証」**を窓口に提示してください

65歳以上の第1号被保険者の皆様へ

平成24年度 介護保険料のお知らせ

第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）

担当：森上安弘

介護保険制度は40歳以上の方全員が加入し、高齢者の暮らしを地域全体で支える制度で、３年ごとに介護サービス量や保険料を見直しています。介護保険料は、介護が必要な方の介護サービスを支える重要な財源となっています。平成24年度から65歳以上の第１号被保険者の皆様にご負担いただく介護保険料は、下表のとおり改正されました。第5期計画では村の介護給付費の増加が見込まれるため、基金を活用して保険料の上昇を抑制するように努めております。

今後とも介護保険事業の健全な運営に努めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

平成24年度～26年度の基準額　月額　3,700円（第4段階）（改正前　月額　3,200円（第4段階））

段階別保険料額

対象者		基準割合	改定後保険料	改定前保険料
第１段階	○生活保護受給者 ○住民税非課税世帯で老人福祉年金受給者	基準額×0.5	年額　22,200円 （月額　1,850円）	年額　19,200円 （月額　1,600円）
第２段階	世帯員全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	年額　22,200円 （月額　1,850円）	年額　19,200円 （月額　1,600円）
第３段階	世帯員全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超える方	基準額×0.75	年額　33,300円 （月額　2,775円）	年額　28,800円 （月額　2,400円）
第４段階	**住民税が課税されている世帯員がいるが本人は住民税非課税の方**	**基準額**	**年額　44,400円 （月額　3,700円）**	**年額　38,400円 （月額　3,200円）**
第５段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25	年額　55,500円 （月額　4,625円）	年額　48,000円 （月額　4,000円）
第６段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.5	年額　66,600円 （月額　5,550円）	年額　57,600円 （月額　4,800円）

お問い合せ：大鹿村役場保健福祉課　☎39－2001

担当：田中雅子

こんにちは保健師です

担当：小村信濃

予防接種を受けましょう

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力（免疫）は、百日せきでは生後３ヶ月までに、麻しん（はしか）では生後12ヶ月までにほとんど自然に失われていきます。そのため、この時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。

予防接種には、予防接種法によって対象者及び接種期間が定められた定期の予防接種と、それ以外の任意の予防接種があります。定期の予防接種は、「接種を受けるように努めなければならない（努力義務）」ですので、病気から子供を守るのはもちろん、感染を広げないためにも接種されるようお願いします。

▼定期の予防接種

対　象　疾　病（ワクチン）			標準的な接種期間 ※病気になりやすい期間を考慮した勧められる接種期間	回数	間　隔
結核（BCG）			生後6月未満（地理的条件、交通事情、災害の発生その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、１歳未満）	1回	
ジフテリア（D） 百日せき（P） 破傷風（T）	１期 （DPT・DT）	初回	生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間	3回	3週間から 8週間まで
		追加	１期初回接種（3回）終了後、6ヵ月以上の間隔をおき、生後12ヵ月に達した時から生後18ヵ月に達するまでの期間	1回	
	２期（DT）		11歳以上13歳未満	1回	
急性灰白髄炎（ポリオ）			生後3月に達した時から生後18月に達するまでの期間	2回	6週間以上
麻しん（はしか）（M） 風しん（R）	１期		生後12月に達した時から生後15月に達するまでの期間	1回	
	２期		小学校就学前の１年間	1回	
	３期		中学校１年生に相当する年齢	1回	
	４期		高校３年生に相当する年齢	1回	
日本脳炎	１期初回		3歳	2回	1～4週
			小学校3・4年生	2回	
	１期追加		4歳	1回	初回終了後 おおむね１年
			小学校5年生	1回	
	２期		初回接種を終了した7歳から18歳	1回	１期終了後 おおむね５年

※対象者には、追って通知します。

村では、左記の予防接種費用の全額補助をしています。接種を希望される方は、保健福祉課にご連絡下さい。

【ロタウイルスワクチン】　平成24年4月1日から補助対象

ロタウイルスは、乳幼児に多く起こる感染性胃腸炎の原因となるウイルスです。激しい下痢や嘔吐によって脱水を起こしやすく、けいれんがみられることもあるため、もっとも重症化しやすい乳幼児胃腸炎といわれています。特に、体の小さな乳児のうちに初めて感染すると重症化しやすく、入院治療が必要になる場合もあります。ロタウイルスに一度感染すると免疫がつくので、その後は感染しても胃腸炎の症状は軽くなっていきます。

対象疾病（ワクチン）	接種対象者	回　数	間　隔
ロタウイルスワクチン	生後6週から24週	2回	4週間以上
インフルエンザ菌ｂ型（ヒブ）ワクチン	〈接種開始年齢〉生後2ヶ月から6ヶ月	初回免疫3回	4～8週間
		追加免疫1回	初回免疫終了後おおむね1年
	〈接種開始年齢〉生後7ヶ月から1歳未満	初回免疫2回	4～8週間
		追加免疫1回	初回免疫終了後おおむね1年
	〈接種開始年齢〉 1歳から4歳	1回	
小児用肺炎球菌ワクチン	〈接種開始年齢〉生後2ヶ月から6ヶ月	初回免疫3回	27日以上
		追加免疫1回	3回目接種から60日間以上
	〈接種開始年齢〉生後7ヶ月から1歳未満	初回免疫2回	27日以上
		追加免疫1回	3回目接種から60日間以上
	〈接種開始年齢〉 1歳	2回	60日間以上
	〈接種開始年齢〉 2歳から4歳	1回	
子宮頸がん予防ワクチン	中学校2年生女子	3回	1回目を0月として以降1ヵ月後、6ヶ月後

人間ドック補助金額が変わります　補助　10,000円

大鹿村国民健康保険の加入者で人間ドックを受診された方の補助金が6,000円から10,000円へ改定されました。
補助金を申請される方は、領収書と健診結果を保健福祉課へご提出ください。
※村が実施する健診と重複された場合は補助対象になりません。

平成24年度ヘルス・スクリーニング日程変更

当初の通知では10月19日でしたが、**10月30日（火）**に変更になりました。

お問い合せ：大鹿村役場保健福祉課　☎39－2001

平成25年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

1平成25年歌会始のお題

「立」と定められました。

「立志」「立春」のように熟語にしても、「立つ」「立ち上がる」のように訓読みしても差し支えありません。

2詠進歌の詠進要領

⑴詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

⑵書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日及び職業（なるべき具体的に）を縦書きで書いてください。（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください。）
なお、主婦に場合は単に「主婦」と書いても構いません。

⑶用紙は、半紙とし、自筆で自書してください。但し、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし毛筆でなくても差し支えありません。

⑷病気または身体障害のため毛筆にて自書することが出来ない場合は下記によることが出来ます。

ア．お代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ．本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ．視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

3注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

⑴お題を読み込んでいない場合

⑵一人で二首以上詠進した場合

⑶詠進歌が既には発表された短歌と同一または著しく類似した短歌である場合

⑷詠進歌を歌会始の行われる以前に新聞､雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

⑸２の⑷に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

⑹住所、氏名、生年月日、職業を書いてないものその他この詠進要領によらない場合

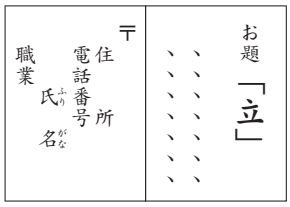

4詠進の期間

お題発表の日から９月30日までとし、郵送の場合は、消印が９月30日までのものを有効とします。

5郵送のあて先

「〒100-8111　宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は小さく折って封入して差し支えありません。

6疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。
また、宮内庁ホームページ（http//www.kunaicho.go.jp/）を御参照下さい。

国民年金便り

平成24年
4月号

国民年金の届出･手続きを必ず行ってください

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

次のようなときには、大鹿村役場への届出が必要です。届出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入していない方が、20歳になったときは、国民年金の第１号被保険者になりますので、役場住民税務課の窓口で「国民年金被保険者資格取得届」の手続きをしてください。

会社を退職したとき

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の第２号被保険者になっています。

第２号被保険者の方が60歳になる前に、会社などを退職したときは、国民年金の第1号被保険者になりますので、役場住民税務課の窓口で「国民年金被保険者種別変更届」の手続きをしてください。

被扶養配偶者の方の収入が増えたとき

会社などに勤めて、厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者の方（20歳以上60未満の方に限ります）は、国民年金の第３号被保険者になっています。

第３号被保険者の方のパート収入などが130万円以上になったときは、被扶養配偶者でなくなり、第１号被保険者になりますので、役場住民税務課の窓口で「国民年金被保険者種別変更届」の手続きをしてください。

被扶養配偶者の配偶者が退職したとき

配偶者の方が退職して、厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、それまで国民年金の第３号被保険者だった方は、被扶養配偶者でなくなり、第１号被保険者になりますので、役場住民税務課の窓口で「国民年金被保険者種別変更届」の手続きをしてください。

※第３号被保険者の方が離婚したときにも、第１号被保険者になるための手続きが必要です。

※老齢厚生年金等を受ける権利をもっている配偶者の方が65歳になって第２号被保険者でなくなったときも、それまで第３号被保険者だった方は、第１号被保険者になるための手続きが必要です。

●国民年金に加入するとき、加入者の種別がかわるとき

事　　項	国民年金の種別
20歳になったとき	年金未加入→第１号被保険者
会社を退職したとき	第２号被保険者→第１号被保険者
第３号被保険者のパート収入が増えたとき 配偶者が退職したとき 離婚したとき	第３号被保険者→第１号被保険者

免除制度などをご利用してください

平成24年度の国民年金の第１号被保険者の保険料は、月額14,980円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や学生納付特例制度があり、役場または年金事務所への申請手続きによって、保険料の納付が免除されたり猶予されたりして、保険料の未納を防止できることになっています。

ご相談先は

詳細は、大鹿村役場住民税務課、飯田年金事務所または「ねんきんダイヤル」0570－05－1165・一般の固定電話では、市内通話料金でご利用できます）へお問い合わせください。

※携帯電話で「ねんきんダイヤル」をご利用されると、通話料は全額お客様のご負担になります。

お問い合せ：大鹿村役場住民税務課住民係　☎39－2001

大鹿村のゆるキャラが決まりました

村では、県の補助事業である「地域発元気づくり支援金事業」を活用し、ゆるキャラの着ぐるみを２体製作しました。

デザインおよび名称の選考については、一般に公募し、村・商工会・観光協会役員8名で審査し決定しました。

ゆるキャラのデザインについて

昨年９月26日～10月31日にかけて募集したところ28名37点の応募がありました。12月9日に選考会を開催し、大鹿村をイメージできるもの・動けるデザインであること・子供から親しまれることを基準に選考をしました。１体は大鹿歌舞伎の演目「六千両後日文章重忠館の段」の主人公「悪七兵衛景清」をイメージさせるものと、もう１体は村名にちなんだシカをイメージしたもの２点に決まりました。２体の関連性を持たせるため製作者の許可を得て修正を行い現在の図案となりました。

ゆるキャラの名称について

今年1月30日～2月13日にかけて募集したところ52名53点の応募がありました。2月22日に選考会を開催し、商標登録の確認をした結果、歌舞伎の図案のものが大鹿景清、シカの図案が大鹿鹿丸に決定しました。

３月30日お披露目にあわせ表彰式が行われました

上 左から
景清デザイン受賞者　野間 耕三さん（神奈川県）
鹿丸デザイン受賞者　大島進太朗さん（大鹿村）
下 左から
景清名称受賞者　田畑眞由美さん（飯田市）
柳島村長
鹿丸名称受賞者　三ツ井とく子さん（飯田市）

着ぐるみの図案となったロゴマーク

大鹿 景清　　大鹿 鹿丸

このゆるキャラの「着ぐるみ」及び「ロゴマーク」は行政に限らず、村内の団体などでご利用いただくことが可能です。ゆるキャラ着ぐるみのご使用にあたっては「大鹿村ゆるキャラ着ぐるみ使用規定」に基づき、大鹿村及び大鹿村のＰＲ活動に関する事業や、コミュニティの活性化を目的とした地域でのお祭りなど、村長が適当と認めた場合に活用いただけます。また、キャラクターロゴマークのご使用については「大鹿村キャラクター・ロゴマーク使用規定」に基づき、大鹿村のイメージアップにつながると村長が認めた場合に限りご使用いただけます。いずれも、事前に申請書の提出が必要になります。詳細については、総務課企画財政係までお問合せをお願いします。

お問い合せ：大鹿村役場総務課企画財政係　☎39－2001

ふるさと大鹿応援寄付金について

平成22年度に『ふるさと大鹿応援寄付金』を募集しましたところ、村内外の皆様から31件、総額1,150,000円にも及ぶご寄付をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

皆様からいただいた寄付金につきましては、平成23年度で実施したそれぞれの事業へ使わせていただきましたのでお知らせします。

美しい村づくりの活動写真

菅原伝授手習鑑　寺子屋の段
松王丸の衣装

取組み内容	寄付金額（円）	使　途	事業費（円）
①「日本で最も美しい村」づくり（景観・環境）に関する事業	95,000	美しい村づくり景観整備等活動補助金（苗、肥料代）	700,000
②森林整備、水源かん養に関する事業	40,000 H21分10,000円含	里山整備事業補助金（9.3ha）	433,000
③教育の推進及び文化の保全に関する事業	205,000	歌舞伎用衣装	1,648,500
④福祉に関する事業	240,000	生活支援事業補助金	397,300
⑤その他の目的のために村長が認めた事業	580,000	歌舞伎用衣装	（1,648,500）

日赤奉仕団

福祉施設にタオルなどを届けました

大鹿村赤十字奉仕団では、多くの皆様方にご提供いただきましたタオル等を『大鹿村デイサービスセンター』と『まめ大福』にそれぞれ寄贈しました。ご協力ありがとうございました。

ご提供していただいた内容

品　名	数　量	品　名	数　量	品　名	数　量
フェイスタオル	990枚	水切りシート	1個	漂白剤	1個
フェイスタオル　新	173枚	キッチンペーパー	10個	柔軟剤	2個
バスタオル	67枚	キッチンタオル	1個	液体洗剤	1個
ハンドタオル	41枚	ラップ類	4個	ボディーソープ	1個
手ぬぐい　等	25枚	お尻拭き	1個	コンディショナー	7個
タオルケット	1枚	シャンプーブラシ	2個	トリートメント	4個
シーツ	2枚	台所用洗剤	2個	洗顔フォーム	2個
固形せっけん	422個	ハンドソープ	2個	紙おむつ	20個
粉　洗剤	54個	ハンドソープ　詰替用	1個		
整理袋	2個	入浴剤	1箱		

赤十字活動へのご協力をお願いします

日本赤十字社では、災害救護活動をはじめ、奉仕団活動の積極的な展開、救急法、家庭介護法などの普及、医療事業、血液事業の推進など地域に根ざした活動を行なっております。

今年も、日本赤十字社の活動や事業を進めるための財源となる『社資』につきまして、大鹿村赤十字奉仕団員がお願いに伺いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

「まめ大福」にタオル等の寄贈品を届ける山崎委員長

平成24年 人事異動

大鹿小学校

転　出

○山田　仁（校長）
飯田市立丸山小学校長へ

○遠山　宏子
飯田市立伊賀良小学校へ

○宮島貴久子
飯田市立山本小学校へ

○石井　克之
南信教育事務所 飯田事務所 指導主事

○佐々木桂子
長野県木曽養護学校へ

○中沼実侑季
売木村立売木小学校へ

転　入

○小林　正典（校長）
諏訪市立城南小学校教頭より

○高橋　秀行
飯田市立竜丘小学校より

○吉川　登
飯田市立鼎小学校より

○三石　洋子
飯田市立伊賀良小学校より

○後藤喜美恵
飯田市立千代小学校より

○久保田真奈美
松川町立松川中央小学校より

大鹿中学校

転　出

○北沢　保美（校長）　退職

○香山　俊路
長野県諏訪養護学校へ

○鈴木　殊恵（とみえ）
喬木村立喬木中学校へ

給食調理員
○宮崎美智子　退職

転　入

○平野　誠（校長）
長野市立七二会中学校教頭より

○平出　正章
安曇野市立明北小学校より

給食調理員
○遠野ミドリ　新規採用

役場関係

平成24年3月31日付退職

北沢　健
神崎あさ子
宮崎美智子

異　動

○参事 会計管理者 兼 会計係長
松沢　武裕
（総務課長）

○副参事 総務課長
島﨑　英三
（会計管理者 兼 住民税務課長 兼 税務係長）

○産業建設課長 兼 商工観光係長
吉田　敏彦
（産業建設課長）

○大鹿村授産所長
古瀬　嘉昭
（大鹿村授産所 課長補佐 兼 授産所係長）

○住民税務課長 兼 住民係長
菅沼　穣二
（住民税務課 課長補佐 兼 住民係長 兼 会計係長）

○住民税務課 課長補佐 兼 税務係長
下沢　一彦
（総務課 課長補佐 兼 行政係長）

○保健福祉課 課長補佐 兼 福祉係長
森上　安弘
（保健福祉課 福祉係長）

○総務課 行政係長
磯部　孝行
（産業建設課 建設水道係長）

○産業建設課 建設水道係長
足助　義則
（産業建設課 商工観光係長）

○産業建設課勤務
多田　一郎
（住民税務課勤務）

○地域包括支援センター所長
神崎あさ子

消防団関係

団　長　森下　敏彦
副団長　下澤　一彦
本部長　磯部　孝行
消防主任　今村　勝利
分団長　紙谷　雅幸
副分団長　宮坂　浩二
〃　多田　聡
機関長　後藤　慎治
救護長　本田　章吾
第一班長　仲田　裕樹
第二班長　小川　大地

鳥獣被害防止施設設置補助金について

村では有害鳥獣による農業被害防止のため、電気牧柵等被害防止施設の設置に対し補助金を交付しています。詳細は下記のとおりです。

補助対象経費▶被害防止施設の資材費又は工事請負費です。
※設置される場合の手間代は補助対象外となります。

補助対象地▶農作物の耕作地であれば補助対象となります。ただし、過去５年間に助成を受けた施設の修繕は補助対象外となります。

補　助　率▶総事業費の８/10以内となりますが､爆音機等の威嚇機は上限を２万円とします。

提出書類▶補助金交付申請書（申請位置図添付）､実績報告書（領収書、位置図、設置写真添付）、補助金請求書
※書類は役場でお渡しします。

被害防止施設の設置をお考えの方は、上記補助制度をご活用下さい。

また、補助金を活用される場合は事前に役場産業建設課農林振興係までご相談下さい。

大鹿歌舞伎春の定期公演について

平成24年5月3日(木)　開演：正午～(終了予定4時頃)　入場：無料

開　　場：午前８時より
(その際、先着順に整理券をお渡しします。座布団を必ずご持参いただき、席を確保してください。　なお、席取りは1人10人分までとさせていただきます。)

場　　所
長野県下伊那郡大鹿村大字大河原大磧神社舞台
(雨天：大鹿小学校体育館)

上演演目

「一谷嫩軍記　須磨浦の段」
(いちのたにふたばぐんき　すまのうらのだん)

「菅原伝授手習鑑　寺子屋の段」
(すがわらでんじゅてならいかがみ　てらこやのだん)

※駐車場は大鹿小学校周辺に臨時の駐車場を設け係がご案内しますのでご利用ください。当日お客様多数にて混雑が予想されますのでお早めにおいで下さい。

※臨時バスが伊那大島駅を午前９時15分に出発します。帰りは終了しだい乗車場所(小渋橋バス停)から出ます。(料金片道1,000円)帰りは終了次第、伊那大島駅までバスが出ます。

※取材申請：各メディアの取材については事前に必ず事務局までお申込ください。
尚、状況によっては取材の制限をさせていただきますのでご承知ください。

※お弁当：お弁当を注文される方は、下記へお申し込みください。

大鹿村観光協会(ろくべん)	☎0265-39-2929
塩の里食事処	☎0265-39-2338
赤石荘	☎0265-39-2528
歌舞伎弁当(ミドリ会)大鹿村役場産業建設課	☎0265-39-2001

※ゴミは必ずお持ち帰りください。

主　催　大鹿村・大鹿歌舞伎保存会
☎ 0265-39-2100
URL http://www.vill.ooshika.nagano.jp

お問合せ　大鹿村教育委員会〔大鹿歌舞伎保存会〕
☎ 0265－39－2100(直通) FAX 0265－39－1023
E-mail kyoiku@vill.ooshika.nagano.jp

あんなこと こんなこと カメラリポート

地域の子育て支援に貢献―
南信州地域づくり大賞～下伊那地方事務所長賞受賞～

NPO法人あんじゃネットが運営する「子供くらぶバンビ」が、平成23年度の南信州地域づくり大賞の下伊那地方事務所長賞を受賞しました。創意工夫をしながら、地域づくりに尽力いただいているスタッフの皆さんに感謝とお祝いを申し上げます。

新しい生活に心弾ませ― 小中学校卒業式

３月、小学校から11名、中学校から５名の卒業生が新しい生活に向け旅立ちました。
自分の夢と希望いっぱいの未来に向け、全力で頑張ってください。

村の行事予定

４月(15日以降)
17日(火)　ダンボール・牛乳パック等の収集日
21日(土)　大鹿さくら祭り
24日(火)　75歳健康教室
26日(木)　廃プラの収集日

５月
３日(祝)　大鹿歌舞伎春の定期公演
10日(木)　廃プラの収集日
10日(木)　第2回　狂犬病予防注射
15日(火)　ペットボトル・びん類の収集日
24日(木)　廃プラの収集日
29日(火)　チラシ・雑誌等の収集日
下旬　埋立ゴミの収集

６月
上旬　南アルプス大鹿登山口開山式
５日(火)　その他紙の収集日
７日(木)　その他プラスチックの収集日
12日(火)　あき缶と鉄類の収集日
14日(木)　廃プラの収集日
19日(火)　新聞紙の収集日
28日(木)　廃プラの収集日

７月
12日(木)　廃プラの収集日
17日(火)　ペットボトル・びん類の収集日
26日(木)　廃プラの収集日
31日(火)　ダンボール・牛乳パック等の収集日
下旬　埋立ゴミの収集